

福生市プレミアム付商品券取扱店募集のお知らせ

福生市商工会では、消費税・地方消費税引き上げが消費に与える影響を緩和するとともに、地域における消費喚起・下支えするために福生市内の事業所で利用できるプレミアム付商品券の発行を予定しております。

商品券をお取扱いいただくには、取扱店として商工会への登録が必要となります。

福生市内の事業所の方であれば商工会の会員・非会員を問わず無料で登録できます。

取り扱いご希望の方は、裏面の申込書に必要事項をご記入のうえ、6月28日(金)までにFAX、郵送または商工会窓口へお申し込みください。

<概要>

購入対象者	①住民税非課税者（扶養外） ②子育て世帯主 （平成28年4月2日から令和元年9月30日までに生まれた子） 《概算見込 10,000人》 購入対象者以外は購入できません
商品券	額面500円で（1冊：10綴り） 一対象者の購入は5冊（25,000円分）までが上限額となります
販売期間	令和元（2019）年10月1日から令和2（2020）年3月31日まで 期間内であれば複数回に分けて商品券を購入することができるため、 販売・使用ともに長期間にわたることが見込まれます
使用期間	
その他	①この商品券の利用が出来ない主な取引又は商品等は以下のとおりです ・換金性の高いもの（商品券、プリペイドカード、切手、印紙など） ・国や地方公共団体への支払い ・出資や債務の支払い、有価証券の購入 ・性風俗関連特殊営業に関するもの ・たばこの購入 ②6月28日（金）以降につきましても取扱店申し込みは可能ですが、今後発行されるチラシ等の取扱店一覧表に記載されないことがあります。

※取扱説明会開催のほか後日、取扱手引き等の資料を配布いたします。

福生市商工会
福生市志茂 210 番地
NTT福生ビル
電話 042-551-2927
FAX 042-551-6179
担当：山崎・横田

6月10日より「〒197-0022 福生市本町 92-5 扶桑会館」へ事務所を移転します

FAX : 042-551-6179

【福生市プレミアム付商品券】取扱店登録申込書

(福生市内の事業所(非商工業者は除く)の方のみご登録できます。)

令和元年 月 日

福生市プレミアム付商品券「取扱店」の登録を希望するため、募集案内及び下記取扱注意事項を確認し、申し込みいたします。

※取扱店の住所	〒197- 福生市								
フリガナ									
※取扱店の名称									
フリガナ									印
代表者名									
担当者名									
※電話番号								商工会 いずれかに○をしてください	
FAX番号								会 員 ・ 非会員	
※主な取扱品目 10文字以内でお願いします									
	例) 洋菓子店、日本そば店、自動車整備業など								
取扱注意事項	◇商品券の換金方法については、商工会の定めた換金方法での換金となり、手数料は原則無料です。 ◇商品券を換金する際、取扱店と換金金融機関等窓口で確認した商品券の枚数に相違がある場合は、換金窓口で数えた枚数での換金となります。 ◇換金の際、取扱店口座への入金、窓口の混雑状況等により数日を要することがございます。 ◇決められた換金期間を遵守してください。 ◇取扱店一覧チラシ等、「福生市プレミアム付商品券」関連の広報物へ申込書記載の情報を掲載いたします。								

申込書の※印の項目は取扱店一覧チラシ等に、そのまま掲載いたしますので相違がないようご記入ください。

取扱店ご登録の皆様には、6月下旬から7月初旬に説明会を開催する予定です。

お申し込みは、FAX、郵送、または商工会窓口にご提出ください。

本申込書に、ご記入いただきました個人情報、福生市プレミアム付商品券事業にのみ使用いたします。

◆市内に複数の店舗(事業所)がある場合は、それぞれの店舗(事業所)ごとにご登録ください。

事務局使用欄

受付日	No.	データ入力
年 月 日		